

## 三監告示第4号

### 定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和5年3月29日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 佐 藤 和 雄

#### 記

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上                 |
| 3 監査の方法 | 同 上                 |
| 4 監査の結果 | 同 上                 |

## 定期監査結果に関する報告書

1 監査の対象 令和3年度及び令和4年度における経済部営業戦略室、  
商工課、農林課及び選挙管理委員会事務局所管（分掌）事  
務に係る財務に関する事務の執行状況

2 監査の期間 令和5年1月25日から同年3月29日まで

3 監査実施委員 長 橋 昇  
椛 澤 綾 子  
佐 藤 和 雄

4 監査の方法

定期監査は、令和3年度及び令和4年度における財務に関する事務の執  
行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査すると  
ともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりで  
ある。

- (1) 文書事務において、事業における意思決定がされていない不適切な事務  
処理、收受日付印漏れ等の事例があった。
- (2) 現金出納事務において、決裁を受けていないもの、収支内容の記載誤  
り等の不適切な事例があった。
- (3) 旅費支給事務において、未支給の事例があった。